

失業保險法要綱 (第二回大會決定)

主 文

日本勞働組合會議第二回大會は、我國現下の失業問題に對し、これが正常にして且つ基本的なる救済策として、失業保險法を制定することを當面の緊急事と認め、左記要綱に基きこれが即時制定を期す

要 綱

- 一、保險の種類——國營強制失業保險制度たること
- 二、被保險者の範圍——
 - (イ) 現行健康保險法及び勞働者災害扶助法の適用範圍より始めること。
 - (ロ) 日傭勞働者に對しては、日傭勞働者失業共済法を制定適用すること。
- 三、失業の意義——
 - (イ) 本法の失業者とは、勞働能力あり眞に求職しつゝあるに拘はらず、適當なる職業に就き能はざる者を謂ふ。
 - (ロ) 所謂一部失業者及び間歇的失業者に對しても失業給付をなすこと。
- 四、待期——三日とすること。
- 五、失業保險給付——給付額は平均一圓とすること。
- 六、保險給付の期間——百八十日とすること。但し、それ以上の失業者に對しては特別の救護方法を採ること。

七、失業者の再就職——

- (イ) 就職のための旅行手當を支給し及び運賃を無料とすること。
 - (ロ) 職業教育を施し再就職の機會を與ふること。
 - (ハ) 其他就職のために必要なる道具衣服等を給與すること。
- 八、保險費用の負擔——國庫、勞働者、雇主の三者平等負擔とすること。
- 九、保險の經營——中央保險局の下に地方保險局を設く。保險委員には勞働組合代表者を参加せしめること。

理 由

一、昨日本會議議結成大會に於て、今日失業問題が緊急焦眉の問題なるに鑑み、失業救済・防止のための當面緊急の對策として、失業手當の國家支給以下九項(即ち、失業手當の國家支給、強制失業保險の國營、七時間勞働制の確立、職業紹介機關の擴充並に勞働組合管理、大規模失業救済事業の興起、消費組合及勞働組合への政府米大量拂下げ、失業者に對する租稅、家賃、電燈及び瓦斯料金の免除、失業者に對する無料宿泊所、無料食堂の新設及び増設、資本家的産業合理化反對)にわたる要求を掲げ、政府當局に對する要請其他の手段によりこれが實現に努力して來た。しかるに政府當局は、これの對策に關して何等施す所がない。

政府當局は、今日頓に「非常時」を高調するも、その實質的對策に觸れず、特に失業對策に對しては、非常時事態が一面失業に原因し、失業深化の現象であることを知らざるが如くである。我等は今日非常時打開のためにも、さきに掲げたる諸要求の全面的實現を期するものである。しかも本大會に於て、特に失業保險法の問題を取り上ぐる所以は、二つある。そ